

大山町クロスポイント周辺地区の公開空地等の活用における
実験的な運用に関する取扱基準

令和7年1月8日まちづくり推進室長決定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本基準は、大山町クロスポイント周辺地区において、東京都板橋区都市づくり推進条例施行規則（令和2年板橋区規則第100号。以下「規則」という。）第3条第1号に規定する日常一般に開放されている空地（以下「公開空地等」という。）の活用に関し、必要な事項を定めることにより、地域価値向上活動を促進し、にぎわいの創出、地域コミュニティの醸成、良好な景観の維持・形成等の地域の課題改善に寄与することを目的とし、併せて、公開空地等を利用したエリアマネジメントの知見を深めることをめざし、実験的に運用するものである。

(定義)

第2条 本基準において使用する用語は、東京都板橋区都市づくり推進条例（令和2年板橋区条例第31号。以下「条例」という。）及び同規則で使用する用語の他は、本基準によるものとする。

第2章 にぎわい創出活動等

(公開空地等の活用方針)

第3条 公開空地等は、維持補修に係る行為等に必要な期間を除き、原則日常一般に開放され、不特定多数の者の自由な通行又は利用を妨げることのないよう管理されるものであるが、次条に定めるにぎわい創出活動等として区長が認める活動に限り、その活動に必要な期間、公開空地等を占用し、利用することができるものとする。

2 区民及び事業者等は、条例第4条並びに第5条第1項及び第3項に基づき、地域の価値の維持・向上に資するため、積極的に公開空地等を活用するよう努めるものとする。

(にぎわい創出活動等)

第4条 にぎわい創出活動等は、次の各号のいずれかに該当する活動（公共の福祉に反する活動、政治活動、宗教活動、東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団関係者の利益になり、又はなるおそれがある活動及び各種法令若しくはこの取扱基準に違反し、又はそのおそれがある活動を除く。）であって、法人等が行うものとする。

- (1) 地域におけるにぎわいの創出や活性化に寄与する活動
- (2) 地域住民のコミュニティの醸成に寄与する活動
- (3) 避難訓練、防災講習等、地域の災害対策に寄与する活動

(4) 第1号から第3号に掲げる活動に準ずるものとして区長が認める活動

2 前項の法人等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条により区長が指定した法人（以下「都市再生推進法人」という。）
- (2) 条例第13条第2項の規定により区長が登録した登録まちづくり協議会又は条例第14条第2項の規定により区長が承認した承認まちづくり協議会
- (3) 一般財団法人又は一般社団法人
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の地縁による団体
- (5) 建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条の管理組合法人及び同法第66条の団地管理組合法人
- (6) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条の商店街組合及び商店街振興組合連合会
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社
- (8) 独立行政法人都市再生機構
- (9) その他区長が認める団体

（利用条件）

第5条 前条第1項で定めるにぎわい創出活動等については、以下のとおりとする。ただし、無償で行われる公共公益に資する行為、その活動を行うために必要な広告物の設置、自転車等のシェアリングポートの設置、その他これらに類する行為もしくは、にぎわい創出活動計画を提出し、第11条の登録が認められた法人等はこの限りでない。

- (1) 利用期間は、一回の利用について2日以内とする。
- (2) 同一団体が、年間2回以上利用をする場合は、全利用期間の延べ日数が年間8日を超えない範囲とする。

2 公開空地等に設置する広告物については、東京都屋外広告物条例及び板橋区屋外広告物景観計画に定めるところによるほか、公衆危害を及ぼすおそれのないもので、地域の実情を踏まえて、形状、色彩、意匠が周囲の景観を害するおそれのないものであること。

3 公開空地等の活用範囲については、一般の通行に供する等、空地本来の機能が阻害され、又は市街地環境を害するおそれのないよう、十分配慮した計画を検討すること。

（利用確認届出書）

第6条 第4条第2項に定める法人等で公開空地等を占用し利用しようとするもの（以下「利用希望者」という。）は、その利用しようとする日から起算して30日前（区長が必要と認めたときは利用しようとする日の前日）までに公開空地等利用確認届出書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 公開空地等の利用内容等を示した計画書（利用する公開空地等の位置、範囲、利用時

間及び安全性の配慮を明らかにすること。)

(2) その他区長が必要と認める書類

- 3 利用希望者は、公開空地等の利用に際し、その公開空地等を所有又は管理する者（以下「所有者等」という。）の同意を必ず得ることとする。また、所有者等の同意が確認できる書類を、公開空地等を利用しようとする日の前日までに区長に提出しなければならない。
- 4 公開空地等の利用に際し、必要とされる関係機関（同日利用団体も含む）との協議は、利用希望者の責任において行うものとする。
- 5 区長は、第2項第1号の計画が前条第1項の規定に該当することが確認できた場合は、公開空地等利用確認書（別記第2号様式）を、該当することが確認できない場合には、確認できない旨の通知書（別記第3号様式）を利用希望者に交付するものとする。

（利用内容の変更確認届出書）

第7条 利用希望者は、前条第2項に基づき提出した計画書の内容に変更があったときは、区長に速やかに、公開空地等利用変更確認届出書（別記第1号様式）を提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものについては、口頭、電話その他適切な方法によることができる。

- 2 前項の公開空地等利用変更確認届出書の提出があったときは、前条の規定を準用する。このときにおいて、第1項中「30日前」とあるのは「10日前」と、「公開空地等利用確認届出書」とあるのは「公開空地等利用変更確認届出書」と、第3項及び第4項中「公開空地等の利用」とあるのは「公開空地等の利用の変更」と、第4項及び第5項中「公開空地等利用確認書」とあるのは「公開空地等利用変更確認書」と読み替えるものとする。

（利用の取りやめ）

第8条 利用希望者は、公開空地等の利用を取りやめるときは、公開空地等利用取りやめ届出書（別記第4号様式）を区長に速やかに提出するものとする。

（利用確認の無効）

第9条 公開空地等利用確認書又は公開空地等利用変更確認書の交付後、利用期間中であっても、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該利用確認書はその効力を失う。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用確認を受けたことが判明したとき。
- (2) 第4条に該当しないことが判明したとき。
- (3) 所有者等の同意が取り下げられたとき。
- (4) 第5条第3項について、履行されないとき。
- (5) その他区長が利用することが適切でないと判断したとき

第3章 にぎわい創出活動計画の登録

（地域価値向上への取組）

第10条 公開空地等においてにぎわい創出活動等を行う活動団体は、地域価値の維持・向上のため長期的な公開空地等の活用を検討し、にぎわい創出活動計画の作成に努めるものとする。

(登録の届出書)

第11条 にぎわい創出活動計画の登録にあたっては、にぎわい創出活動計画登録届出書(別記第5号様式)に、次に掲げる図書を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 活動の内容を記載した計画書
- (2) 活用する公開空地等及びその詳細(活用場所及びその面積)を明らかにした図面
- (3) 法人の場合においては、その法人の登記事項証明書(代表者事項説明書等)
- (4) にぎわい活動の実績を証明する書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(登録が認められる法人等)

第12条 にぎわい創出活動計画の登録ができる団体は、第4条の規定を準用する。

第13条 第11条により提出されたにぎわい創出活動計画について、前条の要件に該当し、地域のまちづくり方針に反しないと認めるときは、次に掲げる事項の登録を行うものとする。

- (1) 登録番号
- (2) にぎわい創出活動団体の名称
- (3) 法人の種類
- (4) にぎわい創出活動団体が行うにぎわい創出活動の概要
- (5) 代表者の氏名
- (6) 主たる事務所の所在地等
- (7) 登録の有効期間
- (8) 活用する公開空地等の所在地

(登録証明書)

第14条 前条によりにぎわい創出活動計画の登録を行った場合は、にぎわい創出活動計画登録証明書(別記第6号様式)を提出者へ交付する。

(登録できない旨の確認書)

第15条 第11条の届出について、登録要件に該当しないと判断した場合には、提出者に届出の内容について、修正を求めることができる。

2 前項の規定が履行されない場合、にぎわい創出活動計画登録をできない旨の通知書(別記第7号様式)を提出者へ交付する。

(登録内容変更届出書)

第16条 第11条により登録した内容について変更があった場合には、にぎわい創出活動計画変更届出書(別記第5号様式)を速やかに提出すること。

2 前項の届出は、変更する図書を登録内容の変更届出書に添付しなければならない。

3 活動計画書の内容を変更したときは、別記第5号様式に変更後の内容を記入して登録内容の変更届出書に添付しなければならない。

(にぎわい創出活動計画取りやめ届出書)

第17条 登録されたにぎわい創出活動計画が、当該団体の解散もしくは、活動停止等で当該公開空地の活用見込みがなくなった場合には、にぎわい創出活動計画取りやめ届出書(別記第8号様式)を提出すること。

(登録抹消について)

第18条 前条の届出を受理した場合は、登録から削除する

(登録の無効)

第19条 にぎわい創出活動計画登録証明書の交付後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該登録はその効力を失う。

- (1) 第18条の規定によるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 第11条及び第12条に該当しないことが判明したとき。

(活動状況の報告)

第20条 にぎわい創出活動計画登録を受けた者は、毎年度の活動実績(当該団体が登録された日を含む年度にあっては、当該登録された日からその後最初の3月31日までの間の活動実績)を記載した書類を、当該年度終了後1月以内に提出すること。

附則

- 1 本基準は、令和7年1月8日から施行し、令和8年3月31日まで有効とする。ただし、本基準の運用に支障がない場合は期間満了の日から1年間更新でき、以降も同様とする。